

令和元年度第2回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

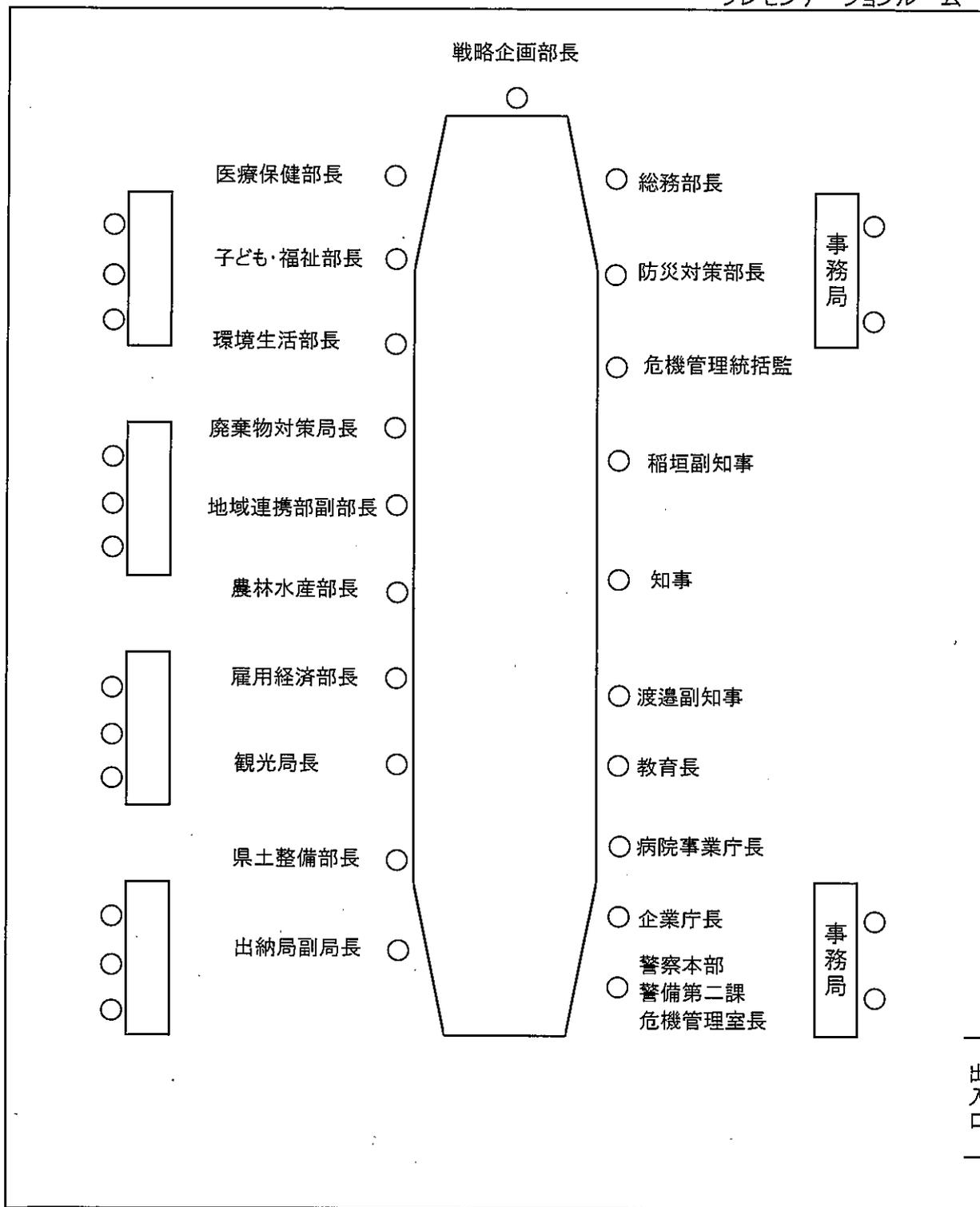
令和2年1月30日(木)
20時00分から20時20分まで
3階 プレゼンテーションルーム

【会議の目的】

本日、県内において、新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎患者が発生しましたので、第2回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の本部員会議を開催します。

- 1 県内における新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎患者の発生と
今後の対応について
- 2 知事指示事項
- 3 県民へのよびかけ

令和元年度第2回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(1月30日)座席表
 プレゼンテーションルーム



新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎患者の発生について

本日（1月30日（木））17時、三重県保健環境研究所の検査により、中華人民共和国湖北省武漢市に滞在歴のある県内在住者（50代男性）が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

県内で新型コロナウイルスに関連した患者の発生が確認されたのは初めてです。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

【概要】

- (1) 年代： 50代
- (2) 性別： 男性（外国籍）
- (3) 居住地： 三重県
- (4) 症状、経過：
 - 12月24日～1月13日 武漢市に滞在（帰省）
 - 1月25日、26日 38℃の発熱
 - 1月27日 救急搬送により医療機関を受診。インフルエンザ迅速検査は陰性、画像所見にて肺炎像なく、自宅療養となった。
 - 1月28日 39℃の発熱
 - 1月29日 医療機関を再受診。画像検査にて肺炎の所見があるため入院。新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。
 - 1月30日 17時、検査の結果、陽性だった。
現在、入院中ですが、快方に向かっています。
- (5) 行動歴：
 - 12月24日～1月13日 武漢市に滞在した。
 - 本人からの報告によると武漢市の海鮮市場には立ち寄っていない。
 - 中国において、肺炎等の患者との明確な接触歴はない。
 - 武漢市で外出中は、マスクを着用していたとのこと。

なお、三重県では、新型コロナウイルス感染症に関連した県民からの相談に応えるため、1月29日（水）13時に電話相談窓口を開設しましたが、県内で新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎患者が確認されたことから、本日から開設時間を延長します。

○電話相談窓口について

1. 設置場所

三重県庁 医療保健部 薬務感染症対策課

2. 電話番号

059-224-2339

（9時00分から21時00分まで（土曜日・日曜日・祝日も対応））

※回線が混み合っている場合は、電話がつながりにくくなりますので、ご了承ください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。

人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス) と MERS-CoV (中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。

参考：国立感染症研究所 ヒトに感染するコロナウイルス

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>)

【関連ホームページ】

三重県 (中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎について)

(<http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>)

三重県感染症情報センター

(<http://www.kenkou.pref.mie.jp/>)

厚生労働省 (中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和2年1月30日（木）

12時00分～12時10分

場所：院内 大臣室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

(配布資料)

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 在留邦人の状況について

参考資料 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月30日 9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシ ア	オーストラ リア
患者数	7711	9	4	8	7	1	14	2	7	7
死亡者数	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリランカ	合計
患者数	5	3	5	4	1	1	7794
死亡者数	0	0	0	0	0	0	170

(※)

中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での132例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5-7例目、1月29日に8例目、1月30日に9例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日9時現在

武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
あり	1月15日	退院	全快	38名特定 ※健康観察終了

2例目 (40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定 ※健康観察中
3例目 (30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定 ※健康観察中
4例目 (40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定 ※健康観察中
5例目 (40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定 ※健康観察中
6例目 (60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定 ※健康観察中 ※うち1名は8例目
7例目 (40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定 ※健康観察中
8例目 (40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定 ※健康観察中
9例目 (50代男性)	あり	1月29日	入院中	治療中	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

1例目 (40代男性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中
2例目 (50代女性)	あり	1月29日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
 検疫法施行令の一部を改正する政令

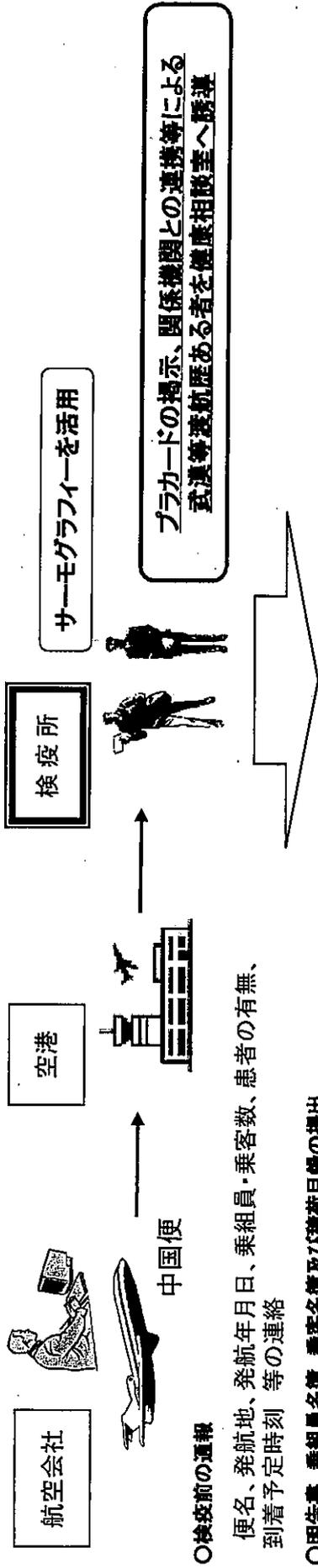
(※) 令和2年1月28日公布(公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)から施行)

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発生して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)</p>

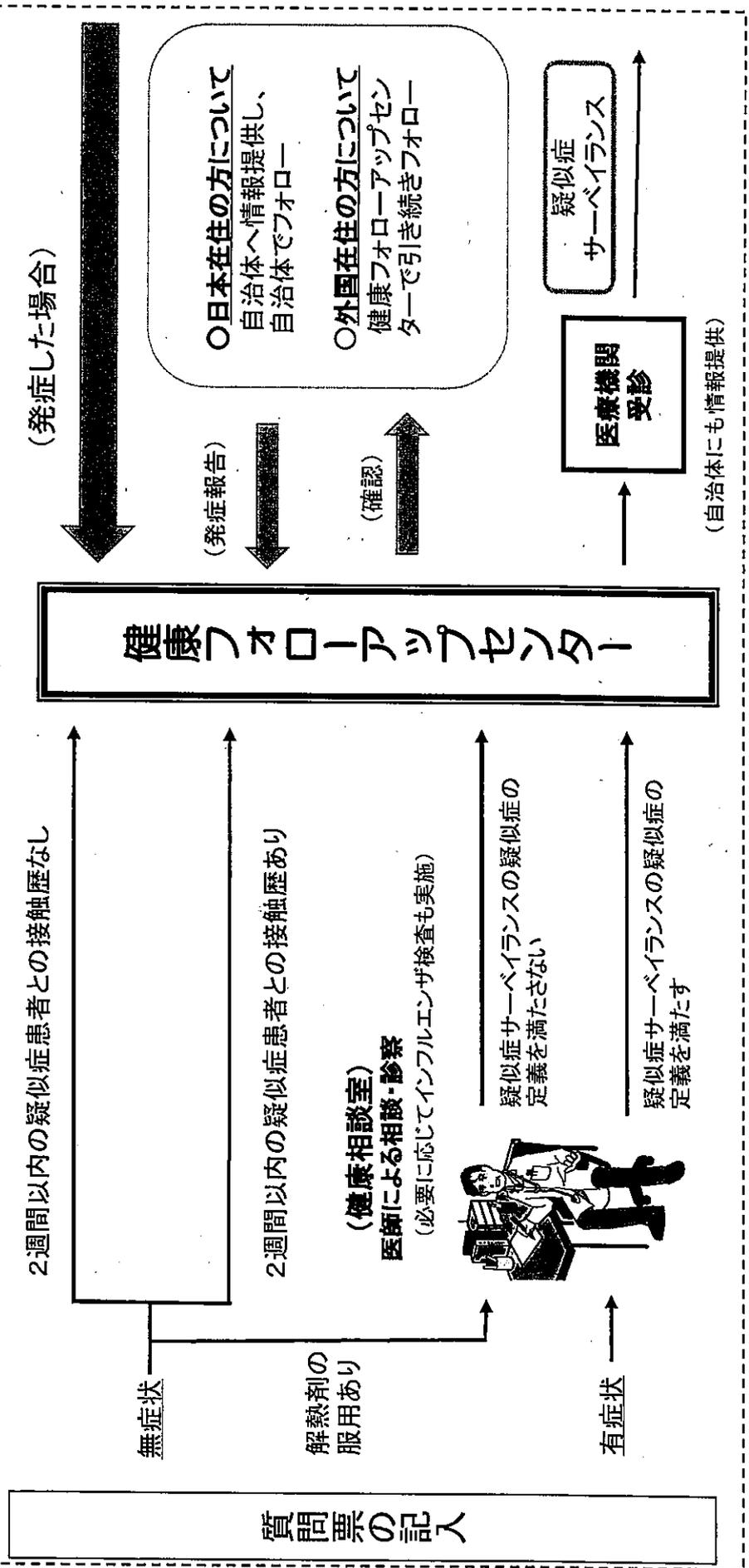
新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制



○検疫前の通報

便名、発航地、発航年月日、乗組員・乗客数、患者の有無、到着予定時刻 等の連絡

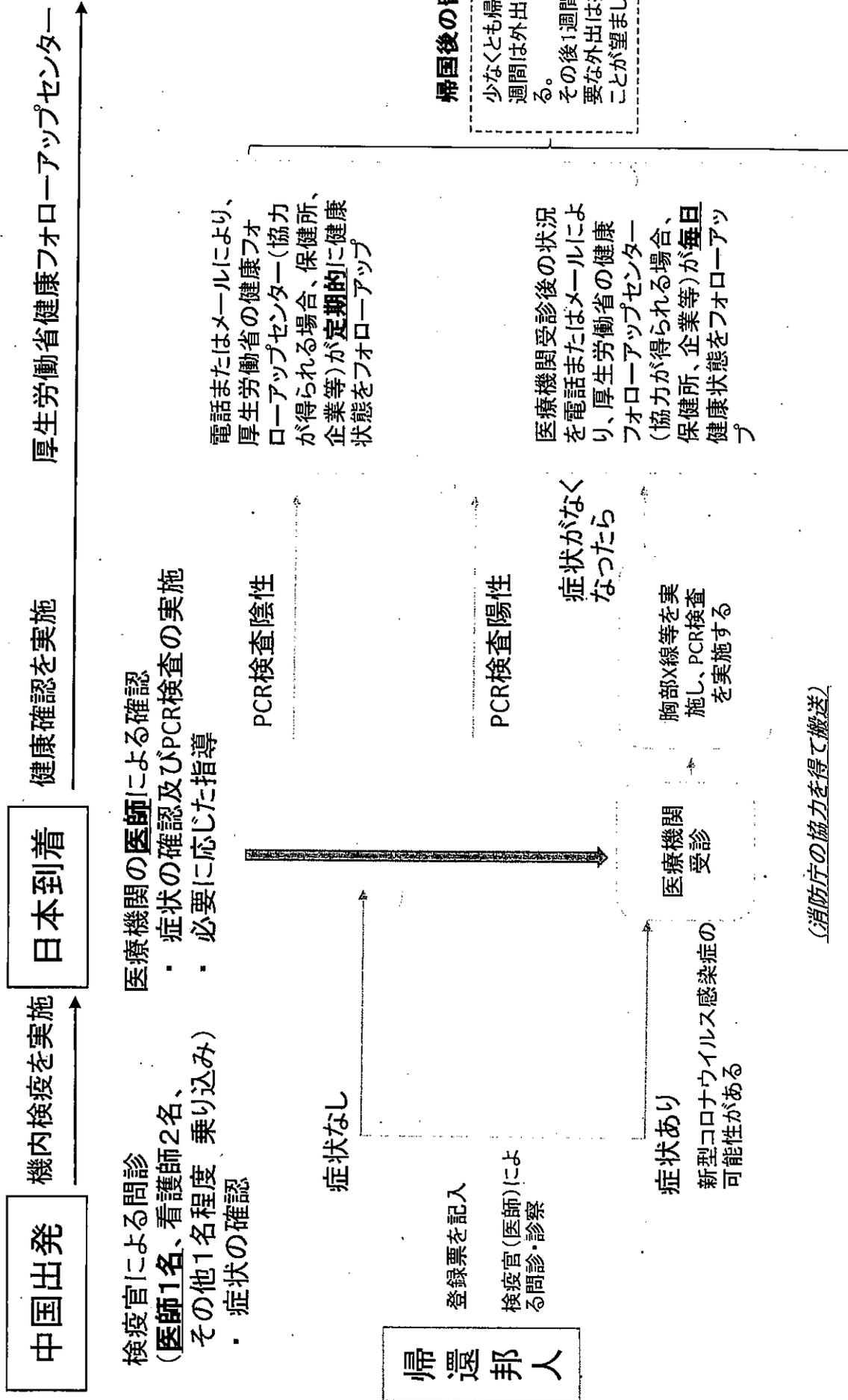
○明告書、乗組員名簿、乗客名簿及び積荷目録の提出



新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)の対応状況について(1月29日分)

- 対応時間
9時～21時(21:30に全ての電話の対応完了)
 - 対応状況
3回線、本省職員15名(4名×3+3)で対応
(人員内訳)
電話対応 4名×3班(1班で4時間対応、記録作成・休憩の観点から交代で受電)
情報支援(情報入手・提供)、集計、医学的相談対応、環境整備 3名
 - 対応件数
250件
- <主な相談内容(例)>
- 政府の対策について
 - 中国からの渡航者の入国を禁止すべき
 - チャーター便により帰国する邦人への対応の詳細(ホテルの場所、自宅に帰る際の帰宅手段等)を聞きたい
 - 今後のチャーター機の予定について知りたい
 - 現在の健康状態について(健康状態)
 - 箱根にいて熱と咳が出ていて不安
 - 保健所に相談したが、コロナの疑いが低いといわれ医療機関を紹介されなかった
 - 予防法、消毒、対処法等医療に関する一般的事項(医療一般)
 - 入所者への訪問者の対応や消毒対応について(老人ホーム)
 - 後続のチャーター便で帰国する社員への対応(企業)
 - 中国から帰国した園児への対応について(保育園)
 - 渡航関係の相談
 - 来月韓国に中国の友人と行くが問題無いか
 - 国内発症例について
 - 報道発表のあった患者の詳細(行動経路、居住地等)を知りたい
 - その他
 - 症状はないが、コロナウイルスPCR検査をうけたい
 - 中国産のウナギを買ったが大丈夫か。

邦人帰還時の検疫対応のフロー図



1 現状

1月30日時点の感染者数は約7800人。うち日本における感染者数は9名。

中国:7711人(死亡170人)

タイ:14人, 香港・シンガポール:各10人, 台湾:8人, マカオ・マレーシア・豪州:各7人,

米・フランス:各5人, 韓国・ドイツ・ア首連:各4人, カナダ:3人, ベトナム:2人等

2 我が国の対応

・1月21日, 中国全土に感染症危険情報レベル1(注意喚起)を発出。

・23日, 武漢市を所管する在中国大使館に対策本部を設置。

・24日, 外務本省でタスクフォースを立ち上げ。

26日, 領事局長をヘッドとする対策室に格上げ。

・24日, 湖北省に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出。その他中国全域はレベル1。

・25日, 在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットラインを開設。

・26日, 総理は, 会見で, チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させる旨発言。

・26日, 日中外相電話会談を行い, 中国側に邦人の安全確保及び帰国に対する協力を要請。

・27日, 在中国日本大使館職員10人(在中国大使館特命全権公使・医務官を含む10人)が武漢市入り。

・29日早朝, チャーター機が東京に向け出発。206人が同日午前8時40分頃, 羽田空港に到着。運搬に際して, 現地の在留邦人への支援物資としてマスク, 手袋, 医療用・清掃用ガウン, 体温計, 消毒剤, 汚物処理グッズ, 食料等を搬送(中国にも支援物資を引き渡した)。

・30日6時頃, チャーター機1機の第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃, 羽田空港に到着。第1便同様, 現地の在留邦人及び中国に対して支援物資(ゴーグル, 防護服等)を搬送。

*なお, 武漢市の邦人1人が重度の肺炎を発症し入院中であり, 大使館で支援中。

(参考:経緯)

・昨年12月31日, 中国・武漢市で原因不明の肺炎が発生している旨WHOが発表。

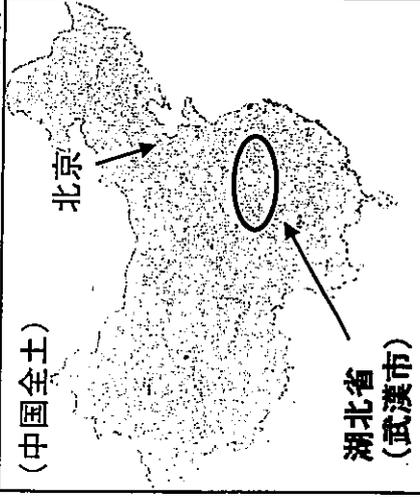
・1月9日, これが新型コロナウイルスによるものである旨中国当局が報告, WHOがこれを発表。

・20日, 習近平国家主席から感染状況の情報を速やかに公表し, 国際協力を深める必要があると指示。

・22日及び23日にWHO緊急委員会が開催された結果, 中国においてヒトからヒトへの感染は認められるとされたが, PHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)宣言は時期尚早として見送られた。

・25日までに中国当局は武漢市含む16市・州の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖等を発表。

・27日から旅行会社の海外団体旅行の取扱いを停止。



新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

〔令和2年1月30日
閣議決定〕

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣
本部長 他の全ての国務大臣
- 3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

知事指示事項

令和2年1月30日

- 1 本日、三重県においても新型コロナウイルス感染症に関連した患者の発生が確認されました。各部局においては、より一層緊張感を持って対応し、県民の皆様の不安解消、感染拡大防止に努め、迅速かつ適切に対応してください。
- 2 新型コロナウイルス感染症は、原則、空気感染ではなく、濃厚接触により感染することから、感染拡大防止のため、本件に関する濃厚接触者の把握、リストアップにより、経過観察をし、個別に感染拡大防止のための対応を徹底してください。また、県民の皆様からの相談対応については、相談窓口の時間を延長するとともに、相談対応を丁寧に行い、不安の解消に努めてください。

武漢市への渡航歴がある方等で、咳や発熱等の症状がある場合には、あらかじめ保健所または医療機関に連絡したうえで、速やかに受診することを促すなど、県民の皆様が安心して的確に行動していただけるよう、対応を徹底してください。
- 3 改めて、アルコール消毒やマスクの着用、手洗いの徹底などについて、県民の皆様がしっかり働きかけ、感染症対策に努めてください。

新型コロナウイルス関連の肺炎に関する知事から県民へのメッセージ

県民の皆様へ

本日、三重県においても新型コロナウイルス感染症に関連した患者の発生が確認されました。

今回、確認された患者については、中華人民共和国湖北省（こほくしょう）武漢市に滞在歴があり、国内での感染が疑われる事例ではありませんでした。新型コロナウイルス感染症は、原則、空気感染ではなく、濃厚接触により感染します。さらに感染が拡大しないよう、濃厚接触者の把握、リストアップを行い、その方々の経過観察をし、個別に感染拡大防止策を徹底していきます。医療機関や関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応していきます。

県民の皆様におかれましては、季節性インフルエンザと同様にアルコール消毒や咳エチケット、手洗いなどの感染症対策の徹底をお願いします。

また、武漢市から帰国・入国された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、外出を控え、マスクを着用するなどし、事前に保健所または医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、ご協力ををお願いします。

なお、医療機関の受診にあたっては、滞在歴があることを事前に申し出てください。

以上のような状況をふまえ、県民の皆様の不安を解消していくという観点から、相談窓口について本日から土曜日、日曜日、祝日も含めて21時まで対応時間を延長します。ご不安な場合は、ご連絡をいただければと思います。

引き続き、県民の皆様の不安解消、感染拡大の防止に向けて、国や関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切に対応できるようオール三重で感染拡大の防止に向けて全力を挙げて取り組みます。

令和2年1月30日

三重県知事 鈴木 英敬